

01

三重県における 電子マニフェスト普及に向けた取り組みの紹介

三重県では、現在策定中の新しい県政ビジョン「みえ県民力ビジョン（仮称）」を実現するための中期的な実施計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）」において、廃棄物総合対策を県が緊急に対処すべき課題の一つとして位置づけ「地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト（仮称）」を策定することとしています。本プロジェクトの構成事業のうち、産業廃棄物の不適正な処理を未然に防止するための方策の一つとして、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすことができるように、偽装・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が確実に把握でき、かつ不適正処理があった場合にも実態把握が容易となる電子マニフェストの普及促進を図ることとしており、次のような取り組みが進められています。

(1) 電子マニフェスト加入料の助成

三重県内に本社、支社、営業所等の事業所を置く排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、平成23年4月1日から平成24年2月10日までに、新規に電子マニフェストシステムに加入し、平成24年2月29日までに電子マニフェストシステムを利用開始する場合に、加入料を全額助成する事業を行っています。平成23年11月末現在の加入料助成件数は61件となっています。

加入料助成事業の詳細については、以下のURLをご参照ください。

URL <http://www.eco.pref.mie.lg.jp/details/index.asp?cd=2011040019>

(2) 電子マニフェスト操作研修会

排出事業者及び処理業者を対象に、平成23年度は、三重県内3会場において10日間（開催数20回）の電子マニフェスト操作研修会が、当センターより講師を派遣の上で行われています。研修会では、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の一連の操作の流れを体験していただき、電子マニフェスト導入の検討を促すことを目的に行われています。平成23年11月現在の参加者数は134名です。

操作説明会の詳細については、以下のURLをご参照ください。

URL <http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/mani/sousakensyu.htm>

(3) 今後の取り組み

三重県では、平成24年度も、平成23年度に引き続いて、加入料等の助成や電子マニフェスト操作研修会の実施等が予定されており、さらに、多量排出事業者を中心に啓発を進めながら、電子マニフェストの普及促進を図ることが考えられています。